

H29

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））  
〔建設事業主用〕 計画届チェックリスト

提出先

〒690-0841

松江市向島町134-10（松江地方合同庁舎5階）

島根労働局 職業安定部 職業対策課

建設関係助成金 担当

TEL：0852-20-7022

FAX：0852-20-7025

提出  
期限

計画届は訓練を実施しようとする日の  
2か月前から1週間前までに提出して  
ください。

No	提出書類・添付書類	事業主 チェック	労働局 チェック
1	・建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届〔建設事業主用〕 （建助様式第2号）（H28.10.1改正）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険等納入通知書（写し）（雇用保険分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	・助成対象となる中小建設事業主であることを確認できる下記書類のいずれか一つ（写し） <input type="checkbox"/> 建設業許可番号が記載された書類（建設業許可通知等（写し）） <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資本及び労働者数を記載した書類 <input type="checkbox"/> 事業内容を記載した書類等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	・訓練内容等が確認できる書類（写し） <input type="checkbox"/> 実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類（事前に対象者に配付したもの等） <input type="checkbox"/> 訓練カリキュラム <input type="checkbox"/> 受講パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◎ 中小建設事業主が自ら次の技能実習を行う場合は、上記1～4の書類の他に下記5及び6の書類も提出してください。

- ① 建設工事における作業に直接関連する実習（★ご案内 9ページ・表の②～⑥以外のもの）
- ② 労働安全衛生法で定める特別教育（★ご案内 13ページ・表1に限ります）
- ③ 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（★ご案内 14ページ・表2に限ります）
- ④ 職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（★ご案内 17ページ・表4に限ります）

※ 建設労働者確保育成助成金のご案内

- ・島根労働局HP（建設業関連情報のご案内）⇒ 建設労働者確保育成助成金のご案内 ⇒ パンフレット・申請書 ⇒ 厚生労働省HPの詳細情報・パンフレット（平成29年度版）  
「建設労働者確保育成助成金のご案内」（事業主向け）【平成29年度版】をご覧ください。

5	・指導員・担当科目表（建助様式第2号の2別紙）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	・実習内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許証（写し）又は 1級技能検定合格証書（写し）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 1 届け出を行った計画について、「計画届」④欄のイ「実習内容」、ロ「実施日」、ハ「講習実施機関名（主催者名）」、ニ「実施場所」に変更が生じた場合は、受講開始前までに「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」（建助様式第9号）を提出してください。

※ 2 届出をいただいた後に、審査の過程で書類の追加提出をお願いすることや、書類上不明な点について、お問い合わせをさせていただきます。

※ 3 記入上の注意について  
・訂正箇所には必ず代表者印を押印してください。  
・担当者の個人印による訂正や、修正液・修正テープ等での訂正は不可です。